

**豊田市開発事業監視指導部会設置要綱**

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊田市開発事業対策協議会設置要綱第 6 条の規定に基づき設置する豊田市開発事業監視指導部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (部会の役割)

第 2 条 部会においては、次に掲げる事項に係る情報の共有、協議等を行う。

- (1) 違反開発事業等の未然防止対策、拡大抑制対策及び再発防止対策に関すること。
- (2) 違反開発事業等が発覚した場合の対応に関すること。
- (3) 違反開発事業等の定期的な監視に関すること。
- (4) その他適切な開発事業の推進に関すること。

## (組織)

第 3 条 部会は、別表に掲げる所属から選任を受けた者（以下「担当者」という。）をもって組織する。

- 2 部会に会長及び副会長各 1 人を置く。
- 3 会長は豊田市都市整備部開発調整課長をもって充て、副会長は豊田市企画政策部土地利用調整課長をもって充てる。
- 4 会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第 4 条 会長は、部会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長を務める。

- 2 担当者は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、担当者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

## (会議の特例)

第 5 条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、担当者に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し、その内容を踏まえて会議の結論に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による協議について準用する。この場合において、同条第2項中「会議」とあるのは「会議における協議」と、「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「会議に出席させ」とあるのは「協議に参加させ」と読み替えるものとする。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、豊田市都市整備部開発調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

別表

所属	
<愛知県>	
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	
豊田加茂農林水産事務所 農政課、林務課	
豊田加茂建設事務所 維持管理課	
<豊田市>	
環境部	環境保全課、廃棄物対策課
産業部	農地整備課、森林課、農政企画課、農業振興課
建設部	土木管理課、道路維持課、河川課、地域建設課
都市整備部	建築相談課
企画政策部	土地利用調整課
地域振興部	交通安全防犯課
農業委員会	農業委員会事務局
事務局	開発調整課